

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年3月7日（平成28年（行情）諮問第214号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第305号）

事件名：特定会社に納入した製造者が提出した「印紙税納付計器の指定の申請書」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本件印紙税施行令第7条（計器の指定申請等）に基づき、特定法人が計器の使用するため、特定法人に納入した製造者が、国税庁長官に提出した「印紙税納付計器の指定の申請書」（行政文書）と、国税庁長官が製造者に通知した「印紙税納付計器の指定の承認通知書」（行政文書）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月19日付け課消4-48により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書及び資料の内容は省略する。）。

法1条の目的に、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と掲げている。

日本政府の承認がある印紙税納付計器の指定申請者に対し、日本政府を代表して国税庁長官が指定の承認を与える。すなわち、国税庁長官が国から収入印紙を発行する権限を与えられたことと同等である。「印紙税納付計器の納付印」は、収入印紙と同等である。「印紙税納付計器の指定承認の権限」は、「収入印紙を発行する権限」と同等である。

したがって「国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けて、特定税務署長の印紙税納付計器設置承認を受けていない場合、印紙税納付計器の納付印は不正使用」であり、「国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けず、特定税務署長の印紙税納付計器の設置承認を受けていない場合、

印紙税納付計器の納付印は偽造」となり、印紙犯罪処罰法 1 条又は 2 条に該当する。特定県知事が開示決定し、開示された本件保険証券の印紙税納付計器の納付印は、同法 1 条又は 2 条に該当する。地方公務員の犯罪を立証する国税庁長官が知り得る情報の不開示決定は、国家公務員の責任上、取り消されるべきである。

特定税務署長の「補正の求め」で「本件保険証券の印紙税は書式表示による印紙税納付である。」と明記されており、本件保険証券の印紙税納付計器の納付印が特定県による偽造か不正使用かを国税庁長官は調査する責務がある。

特定税務署長に提出した特定法人の設置承認申請書に「計器の名称、形式及び計器番号」、「計器の購入先の住所と氏名又は名称」、納付印の「税務署名、記号、番号」の記載があり、国税庁は、その情報の対象文書は国税庁管轄内にて、全情報がコンピュータで容易に掌握可能であり、「国税庁長官の指定承認を受けた製造者」が特定できる。

国税庁は、製造者及び印紙税納付計器を行使する業者の偽造又は不正使用の発生を防ぐために、上記の製造者及び印紙税納付計器を行使する業者の特定が可能である。

開示可能なところ、国税庁の作為的不開示決定は無効である。

現在において、各々法務局で全国の全ての登記事項が取得できる。

多数の銀行において、他銀でも取引が可能である。

マイナンバー制度の時代で、国税庁管轄内の全ての情報の特定でき、その情報の取得は容易に可能である。

印紙税納付計器の指定承認を与える権限を持つ国税庁は、印紙犯罪処罰法 1 条又は 2 条に該当する印紙税納付計器の行使を摘発する義務がある。

地方公務員の犯罪（日本政府の承認ある印紙税納付計器の納付印の印影の偽造又は不正使用）を立証する国税庁長官が知り得る情報の不開示決定は、国家公務員の責任上、取り消されるべきである。

また、特定税務署長の「補正の求め」の証明する義務が、国税庁長官にある。

保険料は特定県の公費で支払われているのであるから、保険証券は公益情報であり、その保険証券に印紙税納付計器の納付印も流通しているのであるから、公益情報である。

法 7 条の公益上の理由による裁量的開示に該当する。

仮に国税庁長官に指定申請していない計器の押印であれば、偽造の計器の納付印が流通しているのであるから、法 5 条 2 号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示義務がある。

上記により、国税庁は不開示決定を取り消し、「国税庁長官の指定承認

を受けた製造業者」を開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成27年10月19日付け課消4-48により、印紙税法施行令7条の規定に基づく申請書には、国税庁長官の指定を受けようとする印紙税納付計器（以下「納付計器」という。）の納入先を記載する必要はなく、実際に処分庁で保有している申請書を確認したところ、納入先を記載した事実はないこと、また、処分庁において、指定後の納付計器の納入先を把握しているものではないことから、本件請求文書を特定することができない旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

印紙税法施行令7条に基づく申請は、一般的に、国税庁長官から納付計器の指定を受けようとする納付計器の製造者が行うものである。当該申請に係る申請書には、納付計器の納入先を記載する必要はなく、処分庁は、現に保有している同条に基づく申請書を確認したが、納付計器の納入先が記載された申請書を保有している事実は認められなかった。なお、処分庁において、指定を受けた納付計器の使用者を管理しているものではない。

本件異議申立てを受け、改めて、諮問庁職員が処分庁に確認したが、処分庁において、納付計器の納入先が記載された申請書を保有している事実は認められなかった。

したがって、特定法人に納付計器を納入した製造者を特定することができず、本件請求文書を特定することができないことから、原処分は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、本件請求文書を特定することができないとして不開示決定を行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の過程

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|-------------------|
| ①平成28年3月7日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③同年4月5日 | 異議申立人から意見書及び資料を収受 |
| ④同年8月8日 | 審議 |
| ⑤同年9月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書について、印紙税法施行令7条の規定に基づく申請書には、国税庁長官の指定を受けようとする納付計器の納入先を記載する必要はない上、実際に国税庁で保有している当該指定に係る文書には納入先の記載はなく、また、国税庁において、指定後の納付計器の納入先を把握しているものではないから、これを特定することができないとして、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件請求文書の特定について

ア 本件請求文書を特定できないこと等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 納付計器の指定を受ける場合、指定を受けようとする納付計器の製造者等（一般的に、納付計器の製造者が納付計器の指定の申請者となる。）は、国税庁長官に対し、印紙税法施行令7条1項所定の事項を記載した印紙税納付計器の指定の申請書（以下「申請書」という。）を提出することとされている。そして、同項所定の事項は、①申請者の住所及び氏名又は名称、②指定を受けようとする納付計器の製造者の住所及び氏名又は名称、③納付計器の名称、型式、構造、機能及び操作の方法、④その他参考となるべき事項であり、納付計器の納入先は含まれていない。

現に国税庁において保有している申請書を確認したが、納付計器の納入先が記載された申請書を保有している事実は認められなかった。また、国税庁において指定後の納付計器の納入先を把握しているものでもない。

そうすると、本件請求文書のうち、「特定法人が計器の使用するため、特定法人に納入した製造者が、国税庁長官に提出した「印紙税納付計器の指定の申請書」」については、当該計器に係る申請書は国税庁において保有しているとしても、国税庁が保有する申請書のうち、どの申請書がこれに該当するものかを特定することはできないといわざるを得ない。

(イ) また、納付計器の指定がされた場合、その旨を申請者に通知することとされている（印紙税法施行令7条4項）が、本件請求文書のうち、「国税庁長官が製造者に通知した「印紙税納付計器の指定の承認通知書」」については、上記（ア）のとおり、申請書が特定で

きないため、通知書の決裁用控えも特定できない。

(ウ) したがって、特定法人に納入された納付計器の製造者を特定することができないことから、本件請求文書を特定することができないことを理由に不開示とする原処分を行った。

イ そこで検討すると、印紙税の納付に使用できる納付計器は、国税庁長官の指定を受けたものであることから、特定法人が印紙税納付計器を印紙税の納付に使用していることを前提とすると、特定法人が使用している納付計器は、印紙税法施行令7条の申請に対し指定がされたものと認められる。

そうすると、特定法人が使用している納付計器についての指定の申請書及びこれに対する指定の通知書は、国税庁において保有しているものと認められる。

しかしながら、上記ア(ア)の諮問庁の説明のとおり、納付計器の納入先は、印紙税法施行令7条1項各号所定の申請書の記載事項とはされていないことから、特定法人が使用している納付計器がいずれの申請書に係るものかは特定できないものと認められ、また、国税庁において、納付計器の納入先が記載された申請書を保有しておらず、指定後の納付計器の納入先を把握しているものでもないとする説明を覆すに足る事情も認められない。

以上により、本件請求文書を特定できないとする諮問庁の上記アの説明は是認でき、本件不開示請求は、請求の対象となる文書の特定が不十分といわざるを得ず、形式上の不備があるものと認められる。

(2) 求補正の経緯等について

本件不開示請求に係る求補正の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、おおむね次のとおりであった。

ア 処分庁は、開示請求者(異議申立人)が請求する行政文書の名称等が不明瞭であることから、同人に対しこの点を確認したところ、同人から、「国税庁に提出された納付計器の指定の申請に係る文書のうち、特定法人に納入された納付計器の製造者名の記載のある文書」の開示を求めている旨の回答があったため、請求する行政文書の名称等を上記回答があった文書の名称に補正するよう求めた。

イ 上記アの確認の際、開示請求者(異議申立人)から、本件不開示請求は、特定法人に納入された納付計器の製造者を知るために行った旨の申し述べがあったため、国税庁長官に提出される納付計器の指定の申請に係る文書に納付計器の納入先を記載することとはされていないことから、国税庁では指定の申請がされた納付計器の使用者が分かる文書を保有していない旨説明したが、開示請求者(異議申立人)は、当

該説明を理解するものの納得できないとして、不開示決定通知書が届いたら異議申立てをする旨申し述べた。

ウ 上記アの補正の求めに対し、開示請求者（異議申立人）は、請求する行政文書の名称等を本件請求文書のとおりとする補正書を処分庁に提出した。

エ なお、上記アの補正の求めは、開示請求者（異議申立人）が請求する行政文書の名称等を明確にする趣旨で行ったものである。

また、処分庁が補正を求めた、「国税庁に提出された納付計器の指定の申請に係る文書のうち、特定法人に納入された納付計器の製造者名の記載のある文書」が開示請求されたとしても、原処分と同様、開示請求に係る行政文書を特定することができないことを理由に不開示決定をすることになると判断している。

（3）形式上の不備について

ア 行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されないような、開示請求に形式上の不備がある場合、行政機関の長は、開示請求者に補正を求めることができる（法4条2項）とされているところ、上記（2）アの処分庁の行った補正の求めは、本件開示請求に係る行政文書を特定するために十分なものではなく、形式上の不備を是正させ得るものではない。

イ しかし、上記（1）のとおり、国税庁においては、特定法人に納入された納付計器の製造者を特定することができないのであり、また、開示請求者（異議申立人）は、上記（2）イのとおり、特定法人に納入された納付計器の製造者を知るために本件開示請求を行ったとしていることから、開示請求者（異議申立人）においてもこれを特定することができなかつたものと認められる。

ウ 以上によれば、本件開示請求については、求補正手続を経ても形式上の不備が補正される余地はなかつたと認められるから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求につき、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定については、本件開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子